

八王子市立上川口小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立上川口小学校 いじめ防止基本方針

- 〇いじめの防止等に関する基本的な考え方
- 1. いじめを「防ぐ」
- 2. いじめに「気付く」
- 3. いじめから「守る」
- 〇令和8年度の重点項目
- いじめ・不登校だけでなく、生活指導上の気付きについても全教職員で共有し「学校はいじめを絶対に許さない！」という明確な意思をもって児童にとって安心安全な学校づくりをする。

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- 〇あいさつ・正しい言葉遣い等、規律と思いやりのある生活を送る習慣の徹底。
- 〇いじめ・不登校案件・生活指導上の気付きについて、全教職員による組織的な対応とタイミングを逃さない指導の徹底。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週金曜日 14時45分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、専科、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断

いじめ対応の流れ

- 初期対応の流れ
- (1) いじめの発見・認知 (2) 報告
- (3) 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明
- (4) 情報共有と共通理解及び校内体制の編成
- (5) 子どもへの指導及び保護者との連携
- (6) 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認

いじめの防止等に関する教員研修

- 5月 8日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」「いじめへの組織的な対応」
- 7月 17日 「スクールカウンセラーによる校内研修会」
- 9月 17日 「重大事態の理解と対応」
- 1月 7日 「事例をもとにした対応の演習」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 〇道徳科や学級活動等の時間で、年間5時間以上実施する。
- 〇体験活動を充実させる。
- 〇いじめ関連のDVDを視聴し、自分自身の生活を振り返る。
- 〇セーフティ教室でSNS等によるトラブルの実態や適正利用の仕方を身に付ける。

SOSの出し方に関する授業

- 〇「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用し、自分がかげがえのない存在であることに気付くとともに、不安や悩みへの対処方法を理解する。
- 〇各学年で年間1単位以上、7月に実施する。
- 〇スクールカウンセラーによる全員面談を各学期に1回ずつ実施し、不安や悩みに気付く機会をもつ。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 〇「上川のいのちの日」（11月）
- 〇特別の教科道徳…各学期にいのちの大切さについて考える授業の実施 道徳授業地区公開
- 〇全校朝会（校長講話、運営委員会の発表）
- 〇ふれあい月間（6月 11月 2月）
- 〇ユニセフ募金活動（1月）

児童の自己肯定感を高める取組

- 〇行事（運動会、アートデイ等）
- 〇総合的な学習の時間・生活科（自然体験、農業・栽培体験、防災、福祉）
- 〇特別活動（学級会、縦割り班活動、児童会活動、クラブ・委員会活動）
- 〇特別の教科道徳

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。